

さわやかライフⅡ

さわやか ライフⅡ

下水道がやってきた



目 次

1. 下水道を利用してください.....	1
2. 排水設備のしくみ.....	5
3. 下水道への接続工事のすすめかた.....	8
4. 無利息の融資あっせん制度.....	14
5. 浄化槽の雨水タンク転用への補助.....	18
6. 宅地内污水ポンプ設備設置費補助制度.....	20
7. 私道共同排水設備設置補助制度.....	21
8. 下水道使用料がかかります.....	21



1. 下水道を利用してください

下水道は、私たちが清潔で快適な生活を送り、海や川を汚れから守るために整備されています。

お住まいの地域の道路に下水道管が埋設されますと、上下水道局から「下水道が使えます。」という、お知らせが届きます。

お知らせが届きましたら生活排水を下水道管に流すための接続工事をお願いします。多額の費用をかけて下水道を整備しても、皆さんに使っていただかなければ下水道の役割を果たせません。

下水道への接続は下水道法で義務付けられていますので、速やかに接続をお願いします。



①浄化槽の方も接続を

下水道が整備されますと、トイレからの汚水はもちろん、台所や風呂、洗濯などの生活排水も、下水道に流すことができます。

単独浄化槽は、生活排水が処理されず、地域の環境衛生上好ましくありません。速やかに下水道へ接続してください。

◎浄化槽の廃止方法

1と2の方法がありますのでお選びください。

1. 浄化槽を撤去・処理する (手順)

- ①内部を清掃する。
- ②浄化槽を掘り出し、廃棄物として適正に処理する。
- ③砂埋めをする。

※浄化槽をそのまま埋めてしまう方法は、廃棄物処理の観点から認められません。

2. 浄化槽を雨水タンクに利用する ※雨水タンク転用補助を参照（18ページ）

2

②くみ取り便所の水洗化は

現在くみ取り便所をご使用の方は、下水道が整備されましたら、水洗トイレへの改造工事を排水設備指定工事店にお申し込みください。

改造工事(設備の内容、工事の時期や期間、費用等)の詳しいことは、お近くの排水設備指定工事店にご相談ください。

◎水洗化は3年以内に

くみ取り便所は、下水道が使用できるようになった日から、3年以内に水洗トイレに改造することが下水道法で義務付けられています。

このまま川に流すと…

(例)

食品名	これだけ捨てたら	魚が住める水にするため必要な水量
みそ汁 	おわん1杯 (200cc)	浴槽 4.7杯分
牛乳 	コップ1杯 (200cc)	浴槽 11杯分
食用油(廃油) 	カップ1杯 (200cc)	浴槽 200杯分

(浴槽:300L)

3

③工事は排水設備指定工事店で

排水設備の工事が不完全だと、次のようなことが起こります。①下水が流れにくくなる。②管が詰まる。③悪臭が発生する。

そこで、上下水道局では工事が正しく行われるように「排水設備指定工事店制度」を設けており、工事は排水設備指定工事店でないとできません。

また、排水設備指定工事店は上下水道局への申請手続きの代行もします。(融資あっせん制度等)

排水設備指定工事店一覧表は、豊橋市上下水道局ホームページから見ることができます。

排水設備指定工事店



※排水設備指定工事店とは
専門の知識と技術を有する工事店として
上下水道局が指定したもの。

4

2.排水設備のしくみ

下水道が整備された地域の皆さんには、家屋等の宅内排水設備接続工事をしていただくことになります。

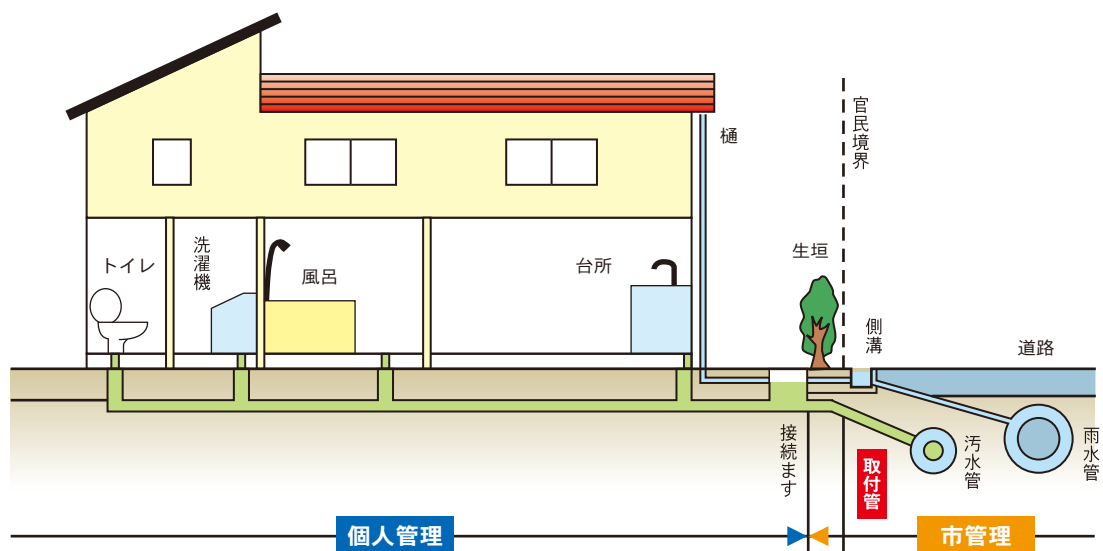
下水道には、汚水と雨水を一本の管で流す合流式と別々の管で流す分流式の2種類があります。

皆さんの家の排水設備も、裏面の「排水設備のしくみ(例:分流式)」や「排水設備配管例」を参考にして、それぞれの方式にあった排水設備接続工事をしてください。



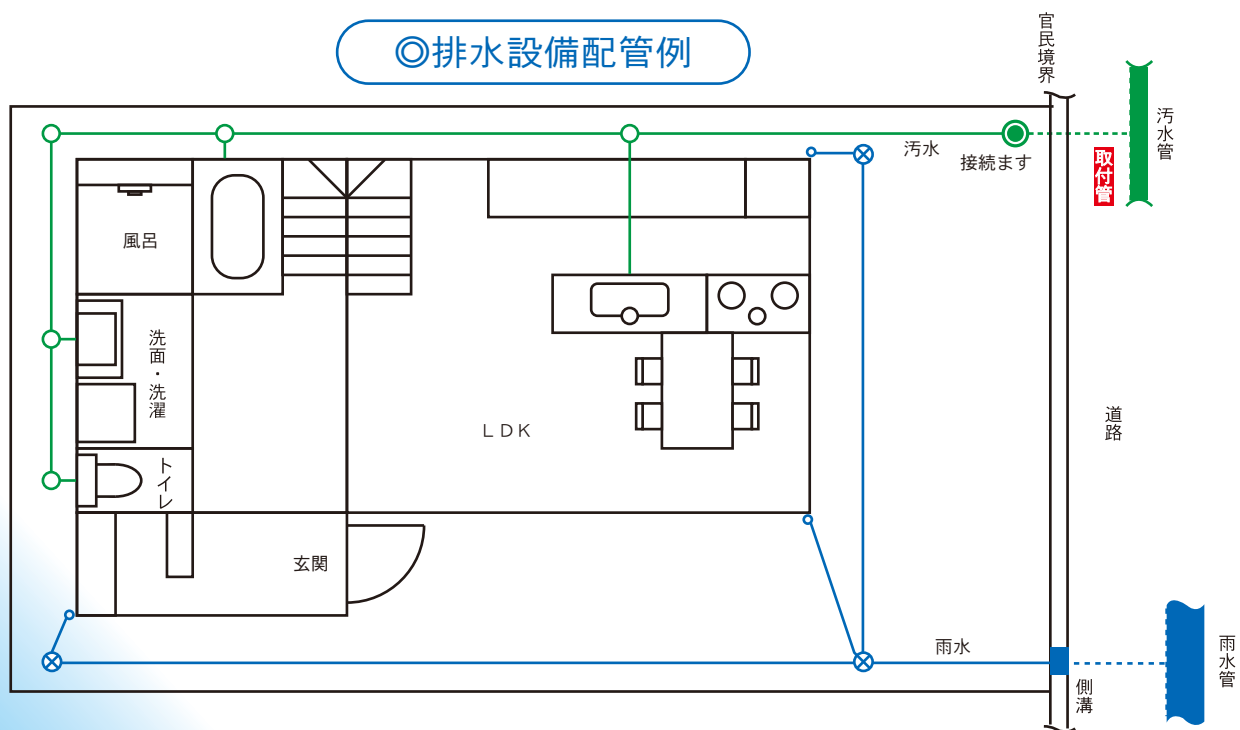
5

◎排水設備のしくみ(例：分流式)



6

◎排水設備配管例



7

3.下水道への接続工事のすすめかた

接続工事手順

- ①申し込み
- ②契 約
- ③接続工事
- ④工事完了
- ⑤使用開始届
- ⑥検 査



排水設備やトイレの改造工事を行うための手順は次のとおりです。
トラブルがないよう、ひとつひとつ確かめて慎重に進めましょう。

なお、宅内の排水設備接続工事は、排水設備指定工事店しか施工できません。

上下水道局へ提出していただく書類

1. 排水設備計画確認申請書
(排水設備の設置・構造について記載した書類)
2. 排水設備等工事完了届
3. 公共下水道使用開始届

※ただし、排水設備指定工事店が代行をすることができます。

8

①申し込みは『排水設備指定工事店』へ

排水設備指定工事店は、皆さんのお宅に伺って家屋の形態、敷地の広さなどを確認し、工事費の見積りを行います。

排水設備の工事費は、施工条件や施工方法、使用材料により、大きく異なりますので、必ず工事費の内訳が書かれた『見積書』を取り、内容をご確認ください。



◎融資あっせん制度も利用できます(14ページ参照)。
排水設備指定工事店にご相談ください。



9

②接続工事の契約は『工事内訳書』が大切



工事内容、支払方法、アフターサービスなどを明記した『**契約書**』を必ず取り交わしてください。

特に、工事内容に関するトラブルをさけるため『**工事内訳書**』の確認をお願いします。

『**排水設備計画確認申請書**』は工事着手前に必ず上下水道局へ提出してください。

◎融資あっせん制度や補助制度を利用する方は、工事着手前に『**融資あっせん申込書**』や『**補助金交付申請書**』を上下水道局へ提出してください。



10

③接続工事の期間（約7日間）

工事期間は住宅の規模、現場の状況、トイレの種類によって異なりますが、約7日間ぐらいで完了します。

また、トイレが使えないのは数時間～約2日間です。この間の利用については、工事店にご確認ください。



11

④接続工事が完了



上下水道局へ『排水設備等工事完了届』と下水道の『公共下水道使用開始届』を提出していただきます。

排水設備等工事完了届を提出されますと、上下水道局の職員がお宅に伺い、排水設備工事の検査をします。

◎融資あっせん制度を申し込みされている方には、完了検査後に融資額を決定して通知しますので、申し込み金融機関にて融資契約を結んでください。

12

接続工事費の目安は？

標準的な一戸建て住宅で、下水道への切り替えに要する工事費

- ・くみ取り便所から下水道へ切り替える場合・・・・・・・・約150万円以上
- ・浄化槽から下水道へ切り替える場合・・・・・・・・約100万円以上

※工事費は施工する家屋の形態・敷地の広さ、設置便器等の種類、浄化槽の廃止方法により異なりますので見積書を取ってご確認ください。



13

4. 無利息の融資あっせん制度（水洗便所改造資金融資あっせん制度）

下水道が使えるようになりますと、3年以内に水洗便所に改造するよう定められています。そこで上下水道局では、一日でも早く既設の便所・生活排水を下水道に接続していただくため、工事資金を金融機関から借りられるようにあっせんしております。この制度では上下水道局が利息を全額負担いたしますので、皆さんのお支払は元金償還だけとなります。お気軽にご相談ください。

◎融資の内容

- ・ 融資金額 水洗便所1組につき60万円以内（1万円未満端数切り捨て）
- ・ 償還方法 50ヶ月以内の元金均等月賦償還（月最低償還額6,000円）
- ・ 利 息 上下水道局が負担



14

◎対象者

- ・ 既設の便所（くみ取り便所・単独浄化槽・合併浄化槽等）及び生活排水を下水道に接続する方
 - ・ 市民税、固定資産税、下水道事業受益者負担金を滞納していない方
 - ・ 工事対象の建物を個人で所有している方
 - ・ 市内で独立の生計を営み、市民税又は固定資産税を完納し、弁済の資力を有する確実な連帯保証人1名を設定できる方
- ※ただし、市外の連帯保証人を希望される方は、事前にご相談ください。
- ・ 上記要件には、一部例外もありますので、ご相談ください。

◎融資あっせん対象

- ・ 既設の便所を下水道に接続するための工事費
- ・ 同時に行うその他の生活排水を下水道へ接続するための工事費

◎申し込み手続

申し込みは、必ず工事契約前に排水設備指定工事店を通してお願いします。

（上下水道局営業課にて直接申し込むこともできますので、その際はお問い合わせください。）

取扱金融機関

豊橋信用金庫、岡崎信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫、豊橋商工信用組合、豊橋農業協同組合の豊橋市内にある本店及び支店

15

◎水洗便所改造資金融資あっせん制度の申し込みから完了まで

(上下水道局営業課にて直接申し込む場合、手続の順序はお問い合わせください。)

1. 排水設備指定工事店へ 融資の申し込み

『水洗便所改造資金融資あっせん申込書』の工事内容をよく確認し排水設備指定工事店を経由して上下水道局へ提出(排水設備計画確認申請書と同時)

2. 上下水道局及び金融機関で審査

上下水道局で市税及び受益者負担金の納付状況を調査し、併せて取扱金融機関(前ページ)にて融資の可否を審査

3. 上下水道局があっせんの決定

『水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書』を排水設備指定工事店経由で送付

4. 工事の着工

工事はあっせん決定後6か月以内に完了

16

5. 工事の完了

完了後、排水設備指定工事店作成の精算書に記名し、排水設備指定工事店を経由して上下水道局へ提出

6. 上下水道局で工事完了検査

検査後に排水設備指定工事店を経由して『水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書』を送付

7. 金融機関と融資の契約

申請者・連帯保証人が『水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書』に基づき金融機関融資窓口で契約

※融資契約の手続は、各申し込み金融機関でお尋ねください。

8. 金融機関から指定工事店へ 融資額を支払

9. 申請者は融資日の翌月から 金融機関へ返済を開始

問い合わせ先
営業課普及業務グループ
TEL51-2762



17

5. 浄化槽の雨水タンク転用への補助

下水道整備区域の拡大にともない、下水道へ切り替えることによって、不要となる浄化槽が増えています。

資源を大切に有効利用を図るため、不要となる浄化槽を雨水タンク（雨水貯留施設）として再利用される方に、改造工事費の一部を補助します。

◎メリット

1. 粗大ごみの減量

→ 不要浄化槽は、撤去・廃棄しないで再利用すれば立派な資源となり、有効利用できます。

2. 水資源の有効利用

→ 雨水を利用することで、渇水時の上水道への負担を減らすとともに降雨時の浸水対策になります。

3. 水道料金・下水道使用料の節約

→ 雨水タンクに溜めた水を散水等に利用することで水道使用水量が減り、料金の節約になります。

18

◎補助対象者

- ・下水道区域内において下水道への切り替え工事を行う際、不要となる浄化槽を改造して雨水貯留施設として再利用される方
- ・下水道事業受益者負担金、市民税及び固定資産税を滞納していない方

◎補助対象

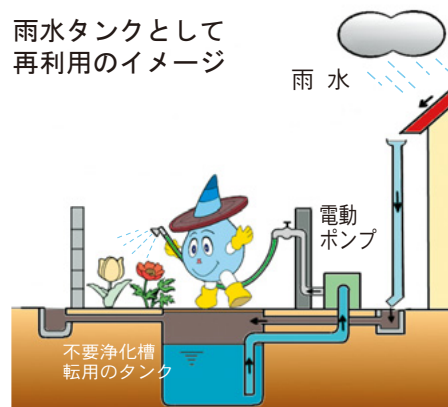
- ・浄化槽の汲み取り及び清掃費
- ・浄化槽内部の不要品の撤去及び仕切り板の穴開け工事費
- ・雨水集排水管の取り付け工事費
- ・ポンプ本体及びポンプ設置に係る費用

◎補助額

改造工事費の3分の2

※補助限度額は浄化槽1基当たり10万円（1,000円未満端数切捨て）

※申込期間・補助枠に制限がありますのでご相談ください。



問い合わせ先 営業課普及業務グループ TEL51-2762

19

6. 宅地内污水ポンプ設備設置費補助制度

◎目的・内容

下水道を利用するにあたり、低地や水路等が障害になって、污水の排水が困難な家屋の方に、宅地内污水ポンプ設備の設置費等について補助します。

◎補助対象者

- ・ 下水処理区域等に建物を所有する方、または建築しようとする方で、排水設備工事と併せて新規に宅地内污水ポンプ設備を設置しようとする方(法人は除く。)
- ・ 当該土地の所有権等を有する者が、宅地内污水ポンプ設備の設置を承認していること。
- ・ 市民税、固定資産税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

◎補助対象

- ・ 宅地内污水ポンプ設備設置工事及びこれに伴う電気設備工事費用
- ・ 汚水槽及び汚水槽築造工事費用
- ・ 原形復旧工事費用

◎補助額

- ・ 補助対象工事の総費用額とする。
- ・ 限度額は一般住宅 1 戸当たり 70 万円、集合住宅 1 棟当たり 70 万円とする。

20

7. 私道共同排水設備設置補助制度

◎目的・内容

下水道本管が布設できない私道を利用されている 2 戸以上の方が、共同で私道内に排水設備を設置するための費用の一部を補助します。(法人は除く。)

※詳しい内容については、上下水道局営業課給排水グループ排水設備担当 (TEL51-2763) までお問い合わせください。

8. 下水道使用料がかかります

下水道が使えるようになりますと、使った水量に応じて皆さんに使用料を負担していただくことになります。下水道使用料は、2 か月に一度、水道料金と一緒にお支払いいただきます。

なお、井戸水を使用されている方は、別に算出した水量をもとに使用料を計算します。
※下水道使用料については、上下水道局お客さま料金センター (TEL51-2712) までお問い合わせください。

21

豊橋市上下水道局

〒440-8502 豊橋市牛川町字下モ田29番地の1

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/water/>

《問い合わせ先》

(0532)

営業課	普及業務グループ	TEL51-2761
営業課	普及業務グループ	TEL51-2762
営業課	給排水グループ	TEL51-2763
お客さま	料金センター	TEL51-2712

この印刷物に関すること
融資あっせん等に関すること
下水道接続に関すること
下水道使用料に関すること

このパンフレットはカラーユニバーサルデザインに対応しています。



令和8年1月作成